

令和5年度 「神奈川県最低賃金改定に伴う、会計年度任用職員の報酬改定について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和5年9月4日から令和5年9月26日まで 6回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
会計年度任用職員の報酬改定	令和5年(2023年)10月1日付で神奈川県最低賃金が引き上げられることに伴い、引き上げ後の最低賃金の額に満たない職種等の報酬額を、最低でも最低賃金額となるよう引き上げる。	賃上げは良いことではあるが、最低賃金を最低保障として考えるような賃上げでは困る。  今後、規則別表3、4表適用の職員についても来年度予算を考えながら、近隣市町村等と比較し、中位の水準になるよう調整してほしい。	市の提案どおりとする。 今回の最低賃金の引上げに係る報酬改定とは別に、令和5年10月中旬に出される予定である神奈川県人事委員会勧告の内容を受けた協議を行う。